

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の地方創生に関し必要な事項を審議するため、志摩市地方創生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市民及び市に関わる多様な主体の中から、見識と意欲を有する者を市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱のあった日から1年間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 [志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例\(平成16年志摩市条例第48号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年12月26日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。